

平成27年度過労死等の公務災害補償状況について

地方公務員における平成27年度の過労死等の公務災害の補償状況を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

【ポイント】

1 脳・心臓疾患に関する事案の公務災害補償状況

- 受理件数は38件(昨年度29件)であり、認定件数は32件(同21件)となっています。
- 職種別では、「義務教育学校職員」が受理件数7件(同8件)、認定件数13件(同6件)で最も認定件数が多く、次いで「その他の職員」が受理件数11件(同7件)、認定件数10件(同9件)となっています。

2 精神疾患等に関する事案の公務災害補償状況

- 受理件数は97件(昨年度49件)であり、認定件数は32件(同37件)となっています。
- 職種別では、「その他の職員」が受理件数50件(同24件)、認定件数18件(同19件)で最も認定件数が多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」が受理件数14件(同7件)、認定件数5件(同4件)、「消防職員」が受理件数4件(同6件)、認定件数5件(同6件)となっています。
- 業務負荷の類型別の認定件数は、「仕事の量(勤務時間の長さ)」が8件(同7件)、「対人関係等の職場環境」が7件(9件)となっています。

詳細は、別紙のとおりです。

注1 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

2 認定件数には、平成27年度以前に受理した件数を含みます。

表1-1 脳・心臓疾患の地方公務員の公務災害補償状況

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
脳・心臓疾患	受理件数 <sup>注2</sup>		61	34	24	29	38
	認定件数 <sup>注3</sup>		16	17	16	21	32
うち死亡	受理件数		20	11	6	3	12
	認定件数		10	8	9	6	13

【審査請求等事案の認定状況】

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
脳・心臓疾患	認定件数 <sup>注4</sup>		2	6	6	2	1
	うち死亡		2	5	4	1	1

注 1 本表は、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。

2 「受理件数」は、当該年度内に基金各支部にて該当事案を受理した件数である。

3 「認定件数」は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

4 審査請求等事案の「認定件数」は、上記注3の「認定件数」のうち審査請求等により「公務上」とされた件数である。

図1 脳・心臓疾患に係る受理及び認定件数の推移

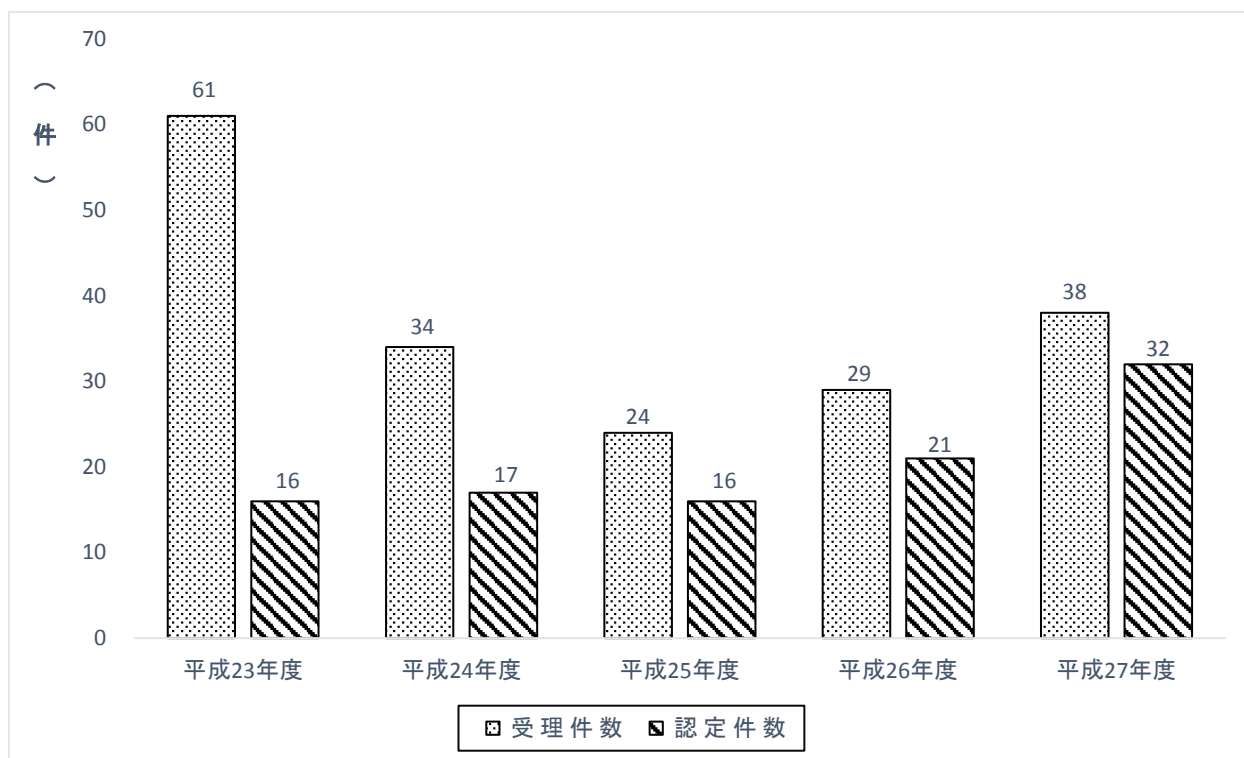


表1-2 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

職 種	年 度	平成26年度		平成27年度	
		受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義務教育学校職員		8	6	7	13
義務教育学校職員 以外の教育職員		5	2	2	3
警 察 職 員		6	4	7	5
消 防 職 員		1	0	9	1
電気・ガス・水道事業職員		0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員		1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		1	0	2	0
船 員		0	0	0	0
そ の 他 の 職 員		7	9	11	10
合 計		29	21	38	32

注 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第2に定める職員の区分によるもの。

表1-3 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

年 齢	年 度	平成26年度				平成27年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下		0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 29 歳		3	0	1	1	1	0	3	0
30 ~ 39 歳		5	0	5	2	4	1	4	2
40 ~ 49 歳		12	2	5	1	12	3	8	4
50 ~ 59 歳		8	1	8	2	19	7	16	7
60 歳 以 上		1	0	2	0	2	1	1	0
合 計		29	3	21	6	38	12	32	13

表1-4 脳・心臓疾患の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度		平成26年度		平成27年度	
				うち死亡		うち死亡
20時間未満	1	1	0	0		
20時間以上～40時間未満	0	0	0	0		
40時間以上～60時間未満	1	0	0	0		
60時間以上～80時間未満	5	1	2	0		
80時間以上～100時間未満	5	2	7	4		
100時間以上	8	2	19	7		
その他 <small>注2</small>	1	0	4	2		
合計	21	6	32	13		

注1 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。

2 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

表1-5 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数

区分	年度		平成26年度		平成27年度	
				うち死亡		うち死亡
常勤職員	21	6	32	13		
常勤的非常勤職員 <small>注1</small>	0	0	0	0		
再任用短時間勤務職員 <small>注2</small>	0	0	0	0		
合計	21	6	32	13		

注1 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。

2 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1号に定める職員である。

表2-1 精神疾患等の地方公務員の公務災害補償状況

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
精神疾患等	受理件数 <sup>注2</sup>		75	67	70	49	97
	認定件数 <sup>注3</sup>		15	22	17	37	32
うち死亡	受理件数		9	7	7	2	12
	認定件数		4	4	1	17	11

【審査請求等事案の判定状況】

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
精神疾患等	認定件数 <sup>注4</sup>		4	5	1	2	1
	うち死亡		2	1	1	1	1

注 1 本表は、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第9号に係る精神疾患等について集計したものである。

2 「受理件数」は、当該年度内に基金各支部にて該当事案を受理した件数である。

3 「認定件数」は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

4 審査請求等事案の「認定件数」とは、上記注3の「認定件数」のうち審査請求等により「公務上」とされた件数である。

図2 精神疾患等に係る受理及び認定件数の推移

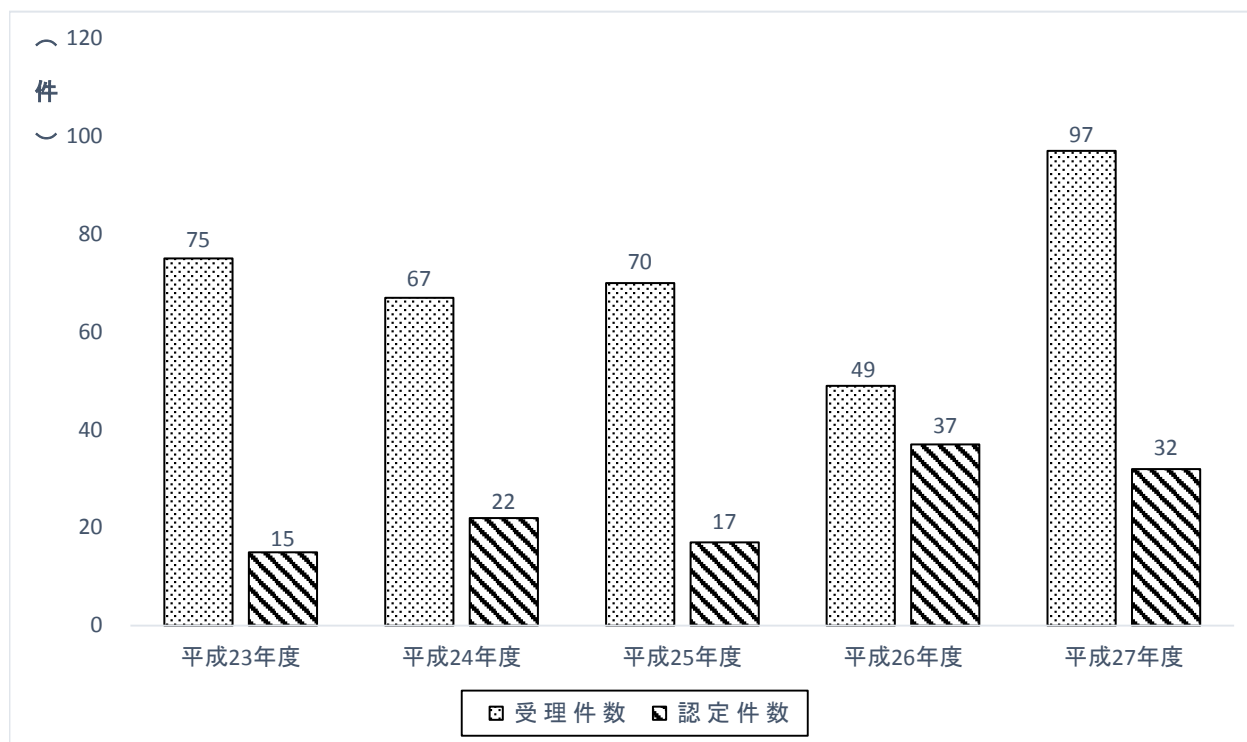


表2-2 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

職 種	年 度	平成26年度		平成27年度	
		受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義務教育学校職員		8	5	12	0
義務教育学校職員 以外の教育職員		7	4	14	5
警 察 職 員		1	3	5	3
消 防 職 員		6	6	4	5
電気・ガス・水道事業職員		1	0	1	0
運 輸 事 業 職 員		1	0	8	1
清 掃 事 業 職 員		1	0	3	0
船 員		0	0	0	0
そ の 他 の 職 員		24	19	50	18
合 計		49	37	97	32

注 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第2に定める職員の区分によるもの。

表2-3 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

年 齢	年 度	平成26年度				平成27年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下		0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 29 歳		8	1	11	0	11	2	4	1
30 ~ 39 歳		17	0	13	8	21	2	9	2
40 ~ 49 歳		15	0	2	1	34	3	13	4
50 ~ 59 歳		9	1	11	8	30	5	6	4
60 歳 以 上		0	0	0	0	1	0	0	0
合 計		49	2	37	17	97	12	32	11

表2-4 精神疾患等の超過勤務時間数(1ヶ月平均)別認定件数

区分	年度		平成26年度		平成27年度	
				うち死亡		うち死亡
20時間未満			0	0	10	3
20時間以上～40時間未満			0	0	2	1
40時間以上～60時間未満			0	0	2	2
60時間以上～80時間未満			0	0	0	0
80時間以上～100時間未満			5	2	4	1
100時間以上～120時間未満			4	4	5	3
120時間以上～140時間未満			3	2	2	0
140時間以上			0	0	4	1
その他 <sup>注2</sup>			25	9	3	0
合計			37	17	32	11

注1 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。

2 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

表2-5 精神疾患等の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数

区分	年度		平成26年度		平成27年度	
				うち死亡		うち死亡
常勤職員			37	17	32	11
常勤的非常勤職員 <sup>注1</sup>			0	0	0	0
再任用短時間勤務職員 <sup>注2</sup>			0	0	0	0
合計			37	17	32	11

注1 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。

2 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1号に定める職員である。

表2-6 精神疾患等の業務負荷の類型別認定件数一覧

業務負荷の類型		平成26年度		平成27年度	
			うち死亡		うち死亡
1 異常な出来事への遭遇 <sup>注3</sup>		6	0	6	0
2 仕事の量・質	仕 事 の 内 容	3	3	5	3
	仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	7	5	8	2
	勤 務 形 態	0	0	0	0
3 役割・地位等の変化	異 動	0	0	2	2
	昇 任	0	0	0	0
4 業務の執行体制		1	0	0	0
5 仕事の失敗、責任 問題の発生・対処	仕 事 の 失 敗	0	0	0	0
	不祥事の発生と対処	1	1	0	0
6 対人関係等の職場環境		9	6	7	4
7 住民等との公務上での関係		10	2	4	0
合 計		37	17	32	11

注 1 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務災害の認定について」(平成24年3月16日付地基補第62号)の「別紙 業務負荷の分析表」による。

2 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。

3 「異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事(通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの)に遭遇したものの件数である。